



# 高校生等奨学給付金(私立) ～奨学のための給付金～

通常分

## 制度の概要

富山県では、保護者等が負担すべき授業料以外の教育に必要な経費を支援するため、私立高等学校等に通う高校生等のいる低所得世帯に対し、返済不要の「高校生等奨学給付金」を給付します。

## 対象となる方

令和5年7月1日※現在で次の要件をすべて満たす世帯

- 1 保護者等が富山県に居住している世帯
- 2 高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者、学び直し支援金又は専攻科支援金の対象と都道府県が認める者がいる世帯
- 3 令和5年7月1日※現在で保護者等が生活保護(生業扶助)を受給している世帯又は保護者等全員の令和5年度住民税所得割が非課税の世帯

※7月2日以降に入学するものについては入学日の翌月の初日(入学日が月の初日である場合はその月の初日)

## 申請方法

裏面に記載の申請書類一式を富山県学術振興課へ提出

### 【提出先・問合せ先】

富山県経営管理部学術振興課私学振興係

〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1-7 TEL 076-444-3159

Mail : agakujutsushinko@pref. toyama. lg. jp

※富山県内の私立の高等学校等に在籍し、保護者等が富山県外に住んでいる場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。

## 提出期限

令和5年10月31日(火)

## 給付額

区分	全日制・定時制	通信制	専攻科
① 生活保護(生業扶助)受給世帯	52,600円		
② 非課税世帯	137,600円	52,100円	52,100円
③ 非課税世帯で、15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯	152,000円		

※支給時期は12月頃を予定しています。

③に該当する生徒でも、その生徒にとって15歳以上23歳未満の兄弟がおらず、かつ、高校生以外の15歳以上23歳未満の弟妹、もしくは通信制・専攻科に通う弟妹がない場合(例参照)は第1子単価が適用されます。

【例】高校3年生A(Bの兄・姉)(Aの兄弟はなし)→②単価  
高校2年生B(Aの弟・妹)→③単価

## 高校生等奨学給付金申請書類

※健康保険証の被保険者等記号・番号にはマスキング（黒塗り）を施したうえで提出ください。

- 1 申請書（富山県私立高等学校等奨学給付金支給要綱 様式1）
- 2 世帯区分に応じた次の添付書類

区 分	添付書類
① 生活保護(生業扶助)受給世帯	・ 生業扶助を受給中であることを証明する証明書
② 非課税世帯	・ 所得に関する書類（令和5年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税であることを確認できる書類） ・ 生徒本人の健康保険証の写し
③ 非課税世帯で、15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯	・ 所得に関する書類（令和5年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税であることを確認できる書類） ・ 生徒本人の健康保険証の写し ・ 兄弟姉妹の健康保険証の写し（国民健康保険に加入している場合は扶養誓約書）

- 3 在学証明書（7月1日現在在学することを証明するもの）
- 4 奨学給付金口座振替届出書  
※通帳の写し（金融機関名、店舗名、口座番号、口座名義人が分かるもの）を添付
- 5 個人対象要件証明書（専攻科のみ）

### <申請書類についての留意事項>

- ・ 申請書の同意事項について

富山県外に設置されている学校に通う生徒の保護者を対象とする給付金は、原則、保護者から直接申請を受け、保護者の指定する口座に給付金を振り込むこととしております。給付金の申請及び受領に関する権限の学校への委任については、「同意しない」を選択ください。（学校への委任を希望する場合は、個別に学校の了承を得てください。）

- ・ 所得に関する書類とは、具体的には以下の書類のことです。

所得・課税証明書

道府県民税・市町村民税の特別徴収額の決定・変更通知書

道府県民税・市町村民税の納税額通知書 等

### ○申請書等入手先

富山県学術振興課のホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.toyama.jp/1119/kurashi/kyouiku/gakkou/shuugakushien/kj00014545.html>